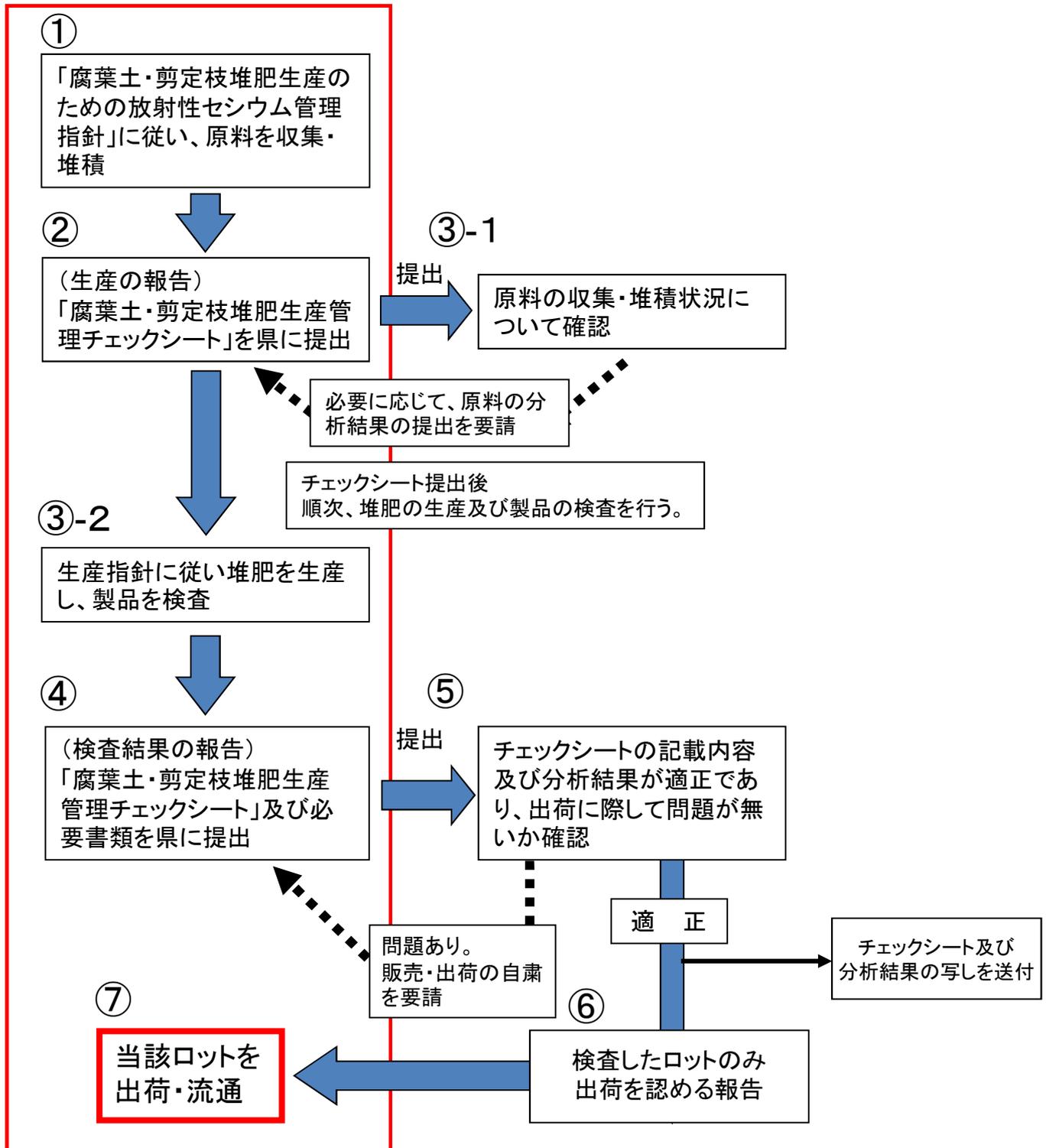


腐葉土・剪定枝堆肥の生産・出荷に係る手続き(フロー図)

申請者

神奈川県

国(農水省)



上記手続きによる確認を、年1回以上・3年間継続した結果、製品の放射性セシウム濃度が暫定許容値以下で、減少傾向であり原料の収集場所及び生産方法を変更していない場合、チェックシートの提出及びロット毎検査を省略することができる。